

1 総務部

安心安全対策

平成24年(2012年)4月1日の組織改正により、安心安全室を危機管理室として体制の充実を図り、安心して安全なまちづくりを目指している。

防災、防犯、福祉、医療など様々な分野で、市民・企業・行政が一体となって安心して安全のまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)9月、市内約100の団体(吹田市、吹田市教育委員会、吹田保健所、吹田警察署、企業等を含む)の参画・賛同を得て、「安心安全の都市(まち)づくり協議会」を立ち上げネットワークを形成した。平成20年(2008年)3月14日には「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、平成21年(2009年)3月27日に「安心安全の都市(まち)づくり推進計画」が安心安全の都市(まち)づくり協議会において策定され、この計画を骨子に取組を進めている。

防災事業としては、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ってもらうことが重要なことから、自主防災用資機材給付事業や、防災出前講座などを開催し、防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用しながら、自主防災組織の結成を進めている。

平成20年度(2008年度)からは吹田市自治会連合協議会と共に全市一斉防災訓練(避難訓練)に取り組んできたが、今年度も引き続き全市一斉防災訓練を行うほか、9月に千里北公園で吹田市地域防災総合訓練を実施することとしている。

防犯事業としては、子供に関する凶悪事件やひったくりなど様々な犯罪への対策を強化することが重要な課題であることから、吹田市全体の防犯力向上を図るため地域での自主防犯パトロール結成支援として、昨年続き市内を6ブロックに分け、防犯講習会を実施。防犯活動推進員による防犯団体への支援の充実を図る。また、子供たちの目線で、地域の危険箇所を記した安心安全マップをPTAなどと協働し、作成する。

平成17年(2005年)6月から青色防犯パトロールカーを導入し市内全域を犯罪の発生状況にあわせて巡回。地域の青色防犯パトロールカーの活動支援として、平成20年度(2008年度)から燃料費等の補助を行っている。また、地域の防犯活動を補完するものとして、平成26年度(2014年度)から防犯カメラを設置する活動団体に対して設置費等の補助を実施。

平成24年(2012年)7月には市内の警備業で構成する吹田警備業防犯推進委員会と「吹田市内における犯罪防止活動に関する協定」を締結。市民に安心感を与え、犯罪の抑止に寄与することを目的として、警備業務中に共通の腕章を装着し、子供の見守りや犯罪の抑止などの防犯活動を行う内容となっている。

これらの防災・防犯事業について関係機関との連携をより一層深め、市民との協働による安心安全事業を推進していく。

広 報

区 分	発行時期	発行部数	経費(円)	配布対象	概 要
市報すいた	毎月1日	延べ 2,053,200部	70,990,901	全世帯 各駅配置	市の事業・行事などの周知事項をまとめた広報誌。
声の 市報すいた	毎月1日	延べ 625組	1,619,309	視覚 障がい者	市報すいたの内容をテープ及びCDに収録し、希望者に送付。
点字版 市報すいた	毎月1日	延べ 352部	844,800	視覚 障がい者	市報すいたの内容を点字訳し、希望者に送付。
くらしの友	平成26年 (2014年)12月	189,000部	—	全世帯	市の制度、事業、施設などをまとめたA4判冊子を官民協働により市の経費負担なしで発行。(2年に1回発行)
声の くらしの友	平成27年 (2015年)2月	50部	138,589	視覚 障がい者	「くらしの友」の内容をテープ及びCDに収録し、希望者に送付。
点字版 くらしの友	平成27年 (2015年)2月	26部	26,100	視覚 障がい者	「くらしの友」の内容を点字訳し、希望者に送付。

区 分	放送時期	放送本数	経費(円)	対 象	概 要
広報番組 「お元気で すか!市民の みなさん」	毎月1日、11日、 21日に更新。 放送時間は毎日 2回(15時、22 時)、30分番組	36本	28,181,496	市民等	ジェイコムウエスト吹田局のコミュニティチャンネルで、市の施策や市民活動などを紹介、手話付き。 ホームページで動画配信(各回6か月間)。 「トピックス」コーナー 6分 「特集」コーナー 15分 「企画」コーナー 5分 「お知らせ」コーナー 3分 「エンディング」コーナー 1分

区 分	情報提供期間	アクセス数	経費(円)	概 要
吹田市 ホームページ	平成26年(2014年)4月1日 ～ 平成27年(2015年)3月31日	888,344件	440,281	市の概要や、市民生活に関係の深い行政サービスなどを掲載。 ウェブアクセシビリティに関する職員研修及び試験を実施。

市 庁 舎

1 市庁舎の概要

位 置 泉町1丁目3番40号
敷地面積 16,742.96㎡
来庁者用駐車場 109台分

区 分	低 層 棟			中 層 棟			高 層 棟			仮 設 棟	車庫・倉庫棟	合 計
構 造	鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			鉄骨鉄筋 コンクリート造			軽量鉄骨造	鉄骨造	—
規 模	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地下	地上	塔屋	地上2階	地上2階	—
	1	3	1	1	5	1	1	9	2			
建 築 面 積	2,028.96㎡			1,903.33㎡			828.39㎡			215.94㎡	684.57㎡	5,661.19㎡
延べ床面積	7,071.61㎡			8,906.09㎡			8,001.88㎡			392.59㎡	1,329.29㎡	25,701.46㎡
工 期	昭和37年 (1962年)12月～			昭和61年 (1986年)11月～			昭和46年 (1971年)3月～			平成11年 (1999年)6月～	昭和61年 (1986年)6月～	—
	昭和39年 (1964年)3月			昭和63年 (1988年)4月			昭和47年 (1972年)12月			同年9月	同年12月	
工 費	358,000千円			2,741,882千円			905,410千円			80,152千円	—	—
財源内訳	積立金			30,650千円			1,500,000千円			200,746千円	—	—
	市債			200,000千円			—			287,000千円	—	—
	一般財源			127,350千円			1,241,882千円			417,664千円	80,152千円	—

2 市庁舎管理経費 平成26年度(2014年度)

(1) 光熱水費及び電話使用料

電気 58,914千円、ガス 16,975千円、水道・下水道 14,024千円、電話 17,155千円の合計 107,068千円

(2) 庁舎管理委託料

警備業務 32,292千円、清掃業務 26,374千円、電気・機械設備等運転、保守及び管理業務18,702千円、エレベーター保守点検業務 5,210千円、消防用設備等定期点検業務及び防災管理点検業務 3,130千円、空調用自動制御機器保守点検業務 2,884千円、電気設備点検業務 2,808千円、その他の業務 18,321千円の合計 109,721千円

車 両 管 理

所属別車両台数

平成27年(2015年)4月1日現在

所属部 車 種	総務部	環境部	道 路 公園部	都 市 整備部	下 水 道 部	教 育 委員会	計
乗 用 車	2						2
ワゴン車	7	5	2	2	1		17
小型バス	2						2
塵 芥 車		13					13
普通貨物		6	1				7
小型貨物		6			1		7
特 殊 車		1	6				7
軽自動車	49				12	2	63
計	60	31	9	2	14	2	118

職 制 ・ 給 与 ・ 報 酬

1 職員の定数と現員数

部 局	平成27年(2015年)4月1日現在	
	定 数 (人)	現員数 (人)
市 長 事 務 部 局	2,068	1,638
水 道 部	193	104
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	12	9
監 査 委 員 事 務 局	9	6
公 平 委 員 会 事 務 局	3	0
農 業 委 員 会 事 務 局	5	2
教 育 委 員 会 事 務 局	621	361
議 会 事 務 局	18	18
消 防	332	332
計	3,261	2,470

2 特別職職員の給料・報酬

平成27年(2015年)4月1日現在

区	分	支給区分	支給額(円)	適用日
市	長	月額	1,050,000	平成6年(1994年)4月1日
			735,000	【特例減額期間】 平成23年(2011年)9月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間
副市	長	"	920,000	平成6年(1994年)4月1日
			846,400	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間
水道事業管理者		"	810,000	平成6年(1994年)4月1日
			745,200	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間
常勤の監査委員		"	570,000	平成6年(1994年)4月1日
教育	長	"	810,000	平成6年(1994年)4月1日
			745,200	【特例減額期間】 平成23年(2011年)11月1日から平成27年(2015年)5月13日までの間
教育委員会委員	委員長	"	206,000	平成6年(1994年)4月1日
	委員長職務代理者	"	200,000	"
	委員	"	195,000	"
社会教育委員		日額	8,400	平成23年(2011年)4月1日
選挙管理委員	委員長	月額	63,500	平成6年(1994年)4月1日
	委員	"	54,000	"
公平委員会委員	委員長	"	36,500	"
	委員	"	34,500	"
農業委員会委員	会長	"	54,000	"
	副会長	"	51,000	"
	委員	"	49,000	"
固定資産評価審査委員会委員	委員長	"	24,000	"
	委員	"	23,000	"
固定資産評価員		"	161,000	"
専門委員		日額	9,000	"
監査委員	代表監査委員	月額	161,000	"
	識見選任委員	"	145,000	"
	議員選任委員	"	49,500	"
選挙	長	日額	12,800	"
投票所の投票管理者		"	15,100	平成10年(1998年)6月1日
期日前投票所の投票管理者		"	13,400	"15年(2003年)12月1日
開票管理者		"	12,800	"6年(1994年)4月1日
投票所の投票立会人		"	15,100	"10年(1998年)6月1日
期日前投票所の投票立会人		"	13,400	"15年(2003年)12月1日
開票立会人		"	12,800	"6年(1994年)4月1日
選挙立会人		"	12,800	"
国民健康保険運営協議会委員		"	8,400	平成23年(2011年)4月1日

(注) 市長の特例減額は、給料及び期末手当の30%及び退職手当の50%減額、副市長、水道事業管理者及び教育長の特例減額は給料及び期末手当の8%及び退職手当は不支給。
常勤の監査委員の特例減額は、退職手当のみ不支給。

3 職員の給料と年齢

平成27年(2015年)4月1日現在

区 分	人 員	給 料 (円)			平均年齢 (歳・月)
		最 高	最 低	平 均	
部 長 級	24	498,286	454,005	486,322	56・06
次 長 級	83	454,290	402,325	442,995	55・07
課 長 級	181	433,390	386,175	415,015	53・07
課長代理級	223	422,600	315,800	395,826	48・11
主 査 級	469	388,300	258,300	336,339	43・10
主 任	536	380,326	228,700	280,344	38・00
係 員	280	270,400	146,500	198,264	38・01
計	1,796	—	—	320,350	43・06

(注) 行政職給料表適用職員のみ

職員の給料については役職段階別の特例減額後(部長級～課長級△5.0%)

特例減額期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日までの間

4 管理職手当

(単位：円)

区 分	主 な 役 職 名	平成27年(2015年)4月1日現在
管理職手当	部長(議事説明員等)	93,000
	部 長	83,000
	理事(議事説明員)	81,000
	理 事	71,000
	部次長・室長	69,000
	総括参事	66,000
	課長・参事	60,000
	課長代理・主幹	47,000

(注) 行政職給料表適用職員のみ

5 人件費（一般会計）

歳入及び市税中の比率

区 分 年 度	歳入総額 (A) (千円)	市税総額 (B) (千円)	人 件 費 (C) (千円)	C/A×100 (%)	C/B×100 (%)
平成25(2013)	108,352,189	62,607,964	21,748,844	20.1	34.7
” 26(2014)	112,824,727	61,376,768	22,892,949	20.3	37.3
” 27(2015)	122,488,158	61,180,805	23,929,641	19.5	39.1

(注) 平成25年度(2013年度)は決算、26年度(2014年度)と27年度(2015年度)は当初予算

6 一般行政職の初任給

平成27年(2015年)4月1日現在

大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
174,200円	157,700円	146,500円

工事契約等

1 契約状況（工事関係）

平成26年度(2014年度)（単位：件）

	入 札			随 意 契 約								計
	落 札	最低者 話合い	小 計	見積 合せ	少 額	特 定	緊 急	追 加	入札者が いない場合	契約の 不成立	小 計	
工 事	306	0	306	1	43	14	0	36	0	4	98	404
委 託	55	0	55	0	0	1	0	6	8	0	15	70
計	361	0	361	1	43	15	0	42	8	4	113	474

2 電子入札の実施

IT活用等における公共事業改革の一環として、大阪電子自治体推進協議会による共同利用を前提とした電子入札システムの開発に参加し、平成17年(2005年)4月1日から予定価格が5,000万円以上の工事で制限付一般競争入札を開始した。平成18年(2006年)4月1日から、予定価格が3,000万円以上の工事と500万円以上の工事に関する設計等委託業務で実施していたが、平成20年(2008年)4月1日からは、その対象を予定価格が工事は2,000万円以上、工事に関する設計等委託業務は300万円以上に拡大した。工事については平成27年(2015年)4月1日から、その対象を予定価格1,000

万円以上に拡大して実施している。なお、電子入札システムは、平成26年（2014年）4月1日からは大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会にて13市で共同運用しており、平成27年（2015年）4月1日からは、15市に拡大して運用している。

3 入札等に係る関係事項の公表

入札に係る関係事項の公表については、「吹田市公共工事等の入札に係る関係事項の公表に関する規則」及び「吹田市委託業務等の入札に係る関係事項の公表に関する要領」に基づき、また、随意契約に係る関係事項の公表については、「吹田市随意契約ガイドライン」及び「吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領」に基づき実施している。

実施内容については、次のとおりである。

(1) 入札に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

- (ア) 入札に付する全ての工事及び工事に係る設計等の委託業務。
- (イ) 入札に付する予定価格250万円以上の委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借。

イ 入札に関する公表事項及び公表時期等

(ア) 工事及び工事に係る設計等の委託業務

- a 入札日、入札の実施方法、指名競争入札における指名業者名・指名理由、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、予定価格、指名競争入札における最低制限価格について、入札の公告（指名競争入札の場合は通知）後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

- b 入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、最低制限価格未満の入札者名、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、工事又は業務の名称・場所・種別・概要、着手時期・完成時期、契約金額、一般競争入札における最低制限価格等について、開札後速やかに公表している。

公表期限は、少なくとも、公表日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。

(イ) 委託業務、物品の購入、製造の請負、修繕及び賃貸借

入札日、指名業者名、件名・場所・期間（納入期限）、入札予定価格（落札者がなかった場合を除く）、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額、落札者がなかった場合その旨、契約の相手方名・住所、契約金額について、落札者の決定後（不落随契のときは契約締結後、それ以外のときは入札執行後）速やかに公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課、市民生活部市民相談室情報公開課における閲覧方式。ただし、工事及び工事に

係る設計等の委託業務については、吹田市ホームページにおいても公表。

(2) 随意契約（特定随意契約を除く）に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

- (ア) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号～9号を適用したもののうち、予定価格が250万円以上の単独随意契約
- (イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用したもののうち、予定価格が財務規則第108条の2各号に定める金額を超える契約

イ 公表事項及び公表時期等

契約担当室課名、契約名称、契約内容、契約締結日及び契約期間、契約の相手方、契約金額、随意契約とした具体的な理由について、契約担当室課及び市民生活部市民相談室情報公開課における公表の場合は契約締結後速やかに、ホームページにおける公表の場合は契約締結日の翌月の末日（契約締結日が4月の場合は、6月末日）に公表している。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課、市民生活部市民相談室情報公開課及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

(3) 特定随意契約に係る関係事項の公表

ア 公表の範囲

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関するもの（特定随意契約）のうち、次に定める金額を超える契約

- (ア) 製造の請負に関する契約 130万円
- (イ) 財産の買入れに関する契約 80万円
- (ウ) 役務の提供を受ける契約 50万円

イ 公表事項及び公表時期等

- (ア) 発注見通しの公表 名称及び数量、発注の時期等を毎年度当初に公表。
- (イ) 契約前の公表 名称及び数量、契約の期間、契約の相手方の選定基準及び決定方法等を見積書の徴取までに公表。
- (ウ) 契約後の公表 名称及び数量、契約の相手方、契約金額、契約締結日、契約の相手方の選定理由等を契約締結後遅滞なく公表。

公表期限は、公表した年度の次年度の末日まで。

ウ 公表の方法

契約担当室課及び市民生活部市民相談室情報公開課における閲覧方式。ただし、契約後の公表については、吹田市ホームページにおいても公表。

4 工事等の発注予定情報の公表

(1) 公表の範囲

予定価格250万円以上の工事及び予定価格100万円以上の工事に係る設計・測量等の委託業務。

(2) 公表内容及び公表時期等

工事名又は業務名、場所、工期又は履行期間、概要、工事種別又は業務区分、入札及び契約方法、入札予定時期又は随意契約締結時期等について、毎年度4月1日以後速やかに公表し、さらに、変更又は追加がある場合は、10月1日以後速やかにその内容を公表している。

公表期限は、共に当該年度の3月31日まで。

(3) 公表の方法

市民生活部市民相談室情報公開課及び吹田市ホームページにおける閲覧方式。

5 入札参加有資格業者名簿等の公表

(1) 公表内容

ア 競争入札参加有資格業者名簿

イ 指名停止措置要領に基づく指名停止措置情報

ウ 吹田市工事成績評定結果活用要領に基づく優遇措置対象者一覧

(2) 公表の方法

吹田市ホームページにおける閲覧方式。ただし、競争入札参加有資格業者名簿及び指名停止措置情報については、市民生活部市民相談室情報公開課においても公表。